

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(素案)の概要

計画の位置づけ

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の検討をもとに、県民、事業者、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画

計画の期間

令和5年度から令和7年度まで
(3年間)

計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があるゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

計画の基本方針

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図る。

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方々が相談しやすい体制の充実を図る。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進する。

施策体系

| 基本方針 | 具体的施策 | 推進項目 |
|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 性の多様性に関する理解の増進 | 1 県民や事業者等への意識啓発 | <ul style="list-style-type: none">① 性の多様性に関する意識啓発② 事業者向け研修の実施③ 県職員に対する意識啓発④ 性の多様性に関する情報発信・調査研究の実施 |
| | 2 性の多様性に係る人権教育の推進 | <ul style="list-style-type: none">① 児童生徒に対する教育の実施② 教職員等への研修の実施③ 家庭、地域社会における学習機会の提供 |
| II 相談しやすい体制の充実 | 1 相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">① 県民向け相談の実施② 事業者向け相談の実施③ 学校における相談の実施 |
| | 2 県内相談機関への支援 | <ul style="list-style-type: none">① 県内相談機関向けの研修の実施② 県内相談機関ネットワークの構築 |

施策体系

| 基本方針 | 具体的施策 | 推進項目 |
|---------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ 暮らしやすい環境づくり | 1 安心して生活できる環境づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進 ② 学校における性の多様性への配慮 ③ 防災対策における性の多様性への配慮 ④ 医療機関・不動産業界等への働きかけ ⑤ 市町村への支援 ⑥ 民間団体に関する情報の提供 |
| | 2 働きやすい環境づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ① 事業者向け研修の実施(再掲) ② 事業者向け相談の実施(再掲) ③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及 |

数値目標

① にじいろ県民講座参加者数

目標値(令和5～7年度累計)
10,600 人



② 埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数

目標値(令和7年度末累計)
220 社



埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（素案）
（令和5年度から令和7年度）

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の位置づけ | |
| 3 計画の期間 | |
| 4 性の多様性に関する本県の状況（作成中） | |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 2 |
| 1 計画の目標 | |
| 2 計画の基本方針 | |
| 3 計画の体系 | |
| 4 計画の指標 | |
| 第3章 計画の内容 | 5 |
| 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 | |
| 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 | |
| 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり | |
| 第4章 計画の推進体制 | 12 |
| 参考資料（作成中） | |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

埼玉県議会令和4年（2022年）6月定例会において「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が成立し、令和4年7月8日から施行されました。

LGBTQ当事者は、周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しています。LGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性に関する社会全体の理解促進などが課題となっています。

このような現状を踏まえ、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、本計画を定め、性的指向や性自認に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性を明らかにします。

本計画に示す取組を着実に進めることで、誰もが活躍し共に生きる社会の実現を目指していきます。

2 計画の位置づけ

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があるあらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

(1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。

(2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方々が相談しやすい体制の充実を図ります。

(3) 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

3 計画の体系

| 基本方針 | 具体的施策 | 推進項目 |
|------------------|-------------------|------------------------|
| I 性の多様性に関する理解の増進 | 1 県民や事業者等への意識啓発 | ①性の多様性に関する意識啓発 |
| | | ②事業者向け研修の実施 |
| | | ③県職員に対する意識啓発 |
| | | ④性の多様性に関する情報発信・調査研究の実施 |
| | 2 性の多様性に係る人権教育の推進 | ①児童生徒に対する教育の実施 |
| | | ②教職員等への研修の実施 |

| | | |
|-------------------------|---------------------|-------------------------------|
| | | ③家庭、地域社会における学習機会の提供 |
| Ⅱ 相談しやすい体制の充実 | 1 相談体制の充実 | ①県民向け相談の実施 |
| | | ②事業者向け相談の実施 |
| | | ③学校における相談の実施 |
| | 2 県内相談機関への支援 | ①県内相談機関向けの研修の実施 |
| | | ②県内相談機関ネットワークの構築 |
| Ⅲ 暮らしやすい環境づくり | 1 安心して生活できる環境づくりの推進 | ①性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進 |
| | | ②学校における性の多様性への配慮 |
| | | ③防災対策における性の多様性への配慮 |
| | | ④医療機関・不動産業界等への働きかけ |
| | | ⑤市町村への支援 |
| | | ⑥民間団体に関する情報の提供 |
| | 2 働きやすい環境づくりの推進 | ①事業者向け研修の実施（再掲） |
| | | ②事業者向け相談の実施（再掲） |
| ③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及 | | |

4 計画の指標

| NO | 推進指標 | 関係部局 | 現状値 | 目標値 | 指標の定義・説明 | 目標値の根拠 |
|----|--------------------|-------|-----|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | にじいろ県民講座参加者数 | 県民生活部 | — | 10,600人 (令和5～7年度累計) | にじいろ県民講座の参加者数の累計。性の多様性について、知る・学ぶ機会となる県民向けの講座への参加者数を増加させることが重要であることからこの指標を選定 | にじいろ県民講座の参加者数について、R3年度の実績は1日あたりの参加者数は29人である。それをもとにR4年度の参加者数を3,100人と見込み、毎年度200人～300人増加させることを目指し、目標値を設定。 |
| 2 | 埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数 | 県民生活部 | — | 220社 (令和7年度末累計) | 性の多様性に配慮した取組を進める企業等の取組状況を見える化する制度の登録数。埼玉県におけるLGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。 | にじいろ企業研修参加企業に対し、登録を働きかけることを目指し、この目標値を設定。 |

第3章 計画の内容

基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。

【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度県が実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、LGBTQの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わり中で、LGBTQと接している可能性があると言えます。

しかし、当事者は差別や偏見を恐れて「言えない」状況に置かれているため、依然として「身近にLGBTQはいない」と思われていることが多いのが現状です。

性の多様性に関する偏見や差別をなくしていくため、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

【具体的施策】

1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、必要な啓発を行います。

【推進項目】

① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の促進を図ります。

イ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民等に対して啓発を行います。

② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

③ 県職員に対する意識啓発

「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修を実施します。

④ 性の多様性に関する情報発信・調査研究の実施

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、それは尊重すべきものであることへの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身につけ、理解を深める教育を行います。

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人が性的マイノリティの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会とも連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方々が相談しやすい体制の充実を図ります。

【現状と課題】

性の多様性に関する困難を抱える当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、多くの当事者は、周囲の無理解・偏見等に悩み苦しみながらも、カミングアウトをせずに日々の生活を送っているため、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しい状況があります。同性愛者の方が自分の性的指向を偽って異性愛者を演じていたり、トランスジェンダーの方が自分の性別に違和感を覚え、たった一人で思い悩んでいたりすることもあるかもしれません。

性的指向や性自認に関する悩みは、最も近い存在であり得る親や家族等に、なかなか相談できないという難しさがあります。

このため、周囲へのカミングアウトを行うことなく、悩みを打ち明けることができる相談窓口は、当事者にとって非常に重要となります。

【具体的施策】

性的指向や性自認に関して困り事を抱え、一人で悩む当事者に寄り添い、相談があれば市町村や様々な機関とも連携しながら、適切な相談機関へと繋げていきます。

1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

【推進項目】

① 県民向け相談体制の実施

ア 性の多様性に関する専門相談の実施

「埼玉県LGBTQ県民相談（電話・LINE）『にじいろ県民相談』」の実施を通じ、LGBTQが、相談しやすい体制を整備します。

イ 性の多様性に関する相談の実施

県や市町村等の相談機関と連携を図り、相談の質の向上を図ります。

ウ LGBTQからのDVや性暴力についての相談の実施

LGBTQからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

エ 自殺防止に向けた相談の実施

国の自殺総合対策大綱では、LGBTQの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。LGBTQなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

2 県内相談機関への支援

勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた方の背景や思いを汲んで、相談者に寄り添った対応ができるよう、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるよう支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

【現状と課題】

性の多様性に関して悩みを抱える当事者は、生活する上で様々な困り事に直面しています。直面する困り事は様々ですが、当事者は深刻な問題を抱えています。困り事に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を、否定されていると感じることもあるかもしれません。

そのような困り事を解消していくためには、性の多様性が尊重され、暮らしやすい環境づくりが重要です。

【具体的施策】

1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、安心して生活できるよう、県が実施している事業を見直したり、民間事業者に対して、LGBTQの困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働きかけていきます。

【推進項目】

① 性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進

性の多様性に関する施策推進会議による検討を踏まえ、合理的配慮指針を策定します。策定した合理的配慮指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施にあたっては、性の多様性の尊重推進員（仮称）により、県庁内各課所における取組を推進していきます。

② 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

イ LGBTQの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

③ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。

④ 医療機関・不動産業界等への働きかけ

ア 医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

イ 民間賃貸住宅に関わる団体を通じて、不動産業者に性の多様性に関する理解を深めてもらい、同性パートナーの入居への協力を働きかけます。

⑤ 市町村への支援

市町村が性の多様性に性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

⑥ 民間団体に関する情報の提供

自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心した当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。

2 働きやすい環境づくりの推進

LGBTQが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談窓口、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組みを支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、LGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する「埼玉県人権政策推進会議LGBTQ専門委員会」などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員（仮称）を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

埼玉県性の多様性に関する施策推進会議が性の多様性に関する基本的かつ総合的な施策について審議した結果や性の多様性に関する施策の実施状況についての同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報提供、助言その他必要な支援を行うものとします。

また、市町村と連携しながら共に取組を進めます。

3 県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、情報提供などを行っていきます。

4 計画推進の基盤となる調査研究の実施

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査を行います。

5 計画の進行管理

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。